

第8回ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム会議

- ・日時

令和5年12月28日（木）午前10時～

- ・場所

大阪市役所 5階特別会議室

事務局

- ・こども青少年局企画部企画課
- ・教育委員会事務局総務部教育政策課

次 第

開 会

- ・プロジェクトチームリーダー（副市長）あいさつ
- ・会議出席者の紹介

議 事

1. 有識者からの意見を踏まえたヤングケアラーへの支援策・取り組み とりまとめ
2. ヤングケアラーへの支援策について（令和6年度予算要求事業）
3. ヤングケアラーへの支援策について（その他）
4. その他

資料

- P1 有識者からの意見を踏まえたヤングケアラーへの支援策・取り組み とりまとめ
- P4 ヤングケアラーへの支援策について（令和6年度予算要求事業）
- P13 ヤングケアラーへの支援策について（その他）

参考資料

- 参考資料1 ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム設置要綱
- 参考資料2 第8回ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム会議出席者名簿

1. 有識者からの意見を踏まえたヤングケアラーへの支援策・取り組み とりまとめ

有識者から頂いた主な意見

令和6年度予算要求事項

支援策・取り組み
(令和6年度・5年度共通)

1. 周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

継続

ヤングケアラー支援推進事業
〔R6予 2百万円〕
〔R5予 5百万円〕

すべての領域において、初めは基礎的なこと、次に学校現場・福祉現場の支援のあり方のように段階を踏んで、周知・啓発を行っていくことで、社会がまず認識することが必要

こどもたち自身を含め、市民、地域の関係者、福祉・介護等関係機関などへヤングケアラーについて、社会的認知度の向上を図る

相談するのではなく、安心して話せる環境を作ることが必要

◎ホームページによる周知・啓発
◎広報啓発ポスター等掲示・リーフレット配布【P13】
各区役所設置の相談窓口の周知など

◎広報啓発用動画、デジタルサイネージを活用

◎こどもたち自身の認知度向上に向けた周知、啓発
『自分と家族の味方（ミカタ）をつくるブック』の配布【P13】

◎介護サービス事業者等への周知・啓発 【P14】
◎関係職員、関係機関等への研修、周知 【P14】

◎次期各行政計画（R6～R8）策定に向け、「ヤングケアラー支援の取り組み」の反映を検討 など【P15】
・大阪市地域福祉基本計画
・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
・大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

2. ケア負担を軽減するケアサービスの整備、支援計画の見直し

拡充

学校において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について、現行の仕組みを活かし、そこに「ヤングケアラー支援」という視点を取り入れることで取り組みをさらに強化する

スクールカウンセラー事業【P4】

〔R6予 143百万円〕

継続

〔R5予 104百万円〕

ヤングケアラー支援推進事業
(スクールソーシャルワーカー事業)

〔R6予 199百万円〕

〔R5予 167百万円〕【P6】

◎スクールカウンセラーの拡充やスクールソーシャルワーカーの配置による教育現場への支援を実施

継続

ヤングケアラーがいる家庭への家事、育児のサービスを整備していくことが必要

家事・育児訪問支援事業【P8】

〔R6予 60百万円〕

〔R5予 35百万円〕

◎要保護・要支援家庭（ヤングケアラーがいる家庭を含む）に対する家事・育児支援を実施（令和5年10月～）

◎厚生労働省からの通知（ヤングケアラーの支援にかかる留意事項等）を周知
適切な福祉サービス等の運用への理解促進 など

3. ヤングケアラー自身への支援、サービスの整備

学習支援や居場所づくりで、ヤングケアラー支援という視点で構築して見る必要がある

特に、ヤングケアラーと思われる生徒に関する情報共有、配慮や対応の方法に関するルールづくりを行い、組織として取り組むことが必要

◎学校内におけるヤングケアラーの発見、支援に向けた取組【P16】

◎サポーター職員による放課後の学習支援【P17】

◎デジタルドリルの更なる活用【P17】

4. コーディネーターを配置したヤングケアラー相談窓口の設置

ヤングケアラーの相談窓口を行政の中に作っていく、または、明確化することが必要	継続	寄り添い型相談支援事業 〔R6予 37百万円〕 〔R5予 39百万円〕【P10】	◎SNSによる相談支援（ピアサポート）等
	継続	外国語通訳派遣事業 〔R6予 2百万円〕 〔R5予 1百万円〕【P11】	◎外国語通訳派遣 （令和5年8月～）
			◎各区子育て支援担当 ヤングケアラー相談窓口 （令和5年11月末現在 51件）

5. 多職種連携を進める仕組みづくり

ヤングケアラーとその家族の背景には複合的な課題が潜むケースが考えられ、例えば、世帯の貧困問題や、児童虐待や不登校、ひきこもりという現象が、子どものケアと密接に関係している可能性がある		◎総合的な相談支援体制の充実事業 （総合的な支援調整の場（つながる場））
ヤングケアラーという側面はもとより、複合的な課題に対し、学校、多職種、地域がチームとなって取り組む視点が求められる		◎要保護児童対策地域協議会 など

2. ヤングケアラーへの支援策について（令和6年度予算要求事業）

ケア負担を軽減するケアサービスの整備、支援計画の見直し

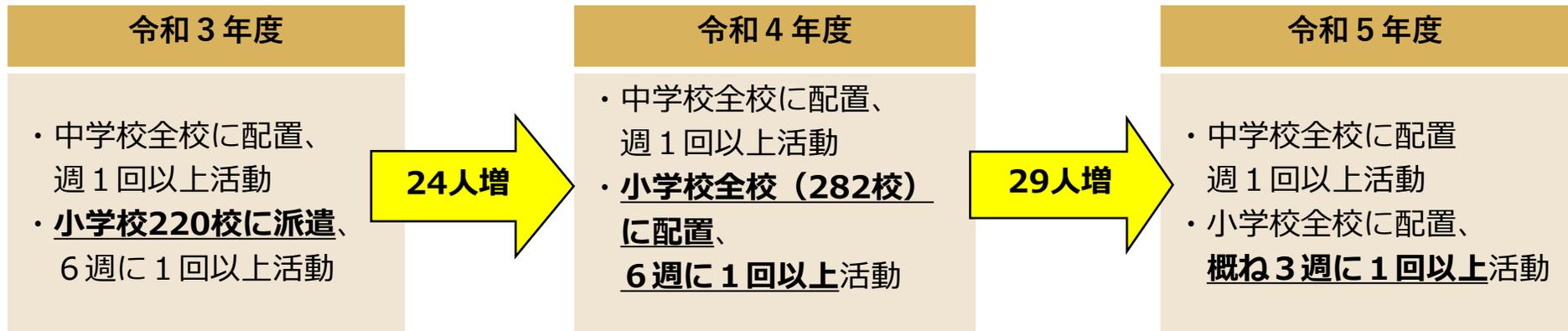
こども青少年局

拡充

① スクールカウンセラー事業

R6予算 143百万円

(I) スクールカウンセラーの体制充実（相談しやすい環境の整備）



家庭の悩みに関する相談

相談事案数	1,841件
相談回数	5,404回

	R5	R4
1学期 相談事案数	1,066件	(1,059件)
相談回数	3,588回	(1,810回)

※相談事案数：前年度並み
※相談回数：前年比約2倍

(II) 見えてきた課題

【児童生徒へのきめ細かな支援のための相談回数が十分でない】

こどもへの気づきや関係機関につなぐだけでなく、ヤングケアラーの気持ちの整理や家族への自分の思いの表出支援といった心理面での継続的な支援が必要となっており、解決に至るまでの十分な相談回数を確保することが難しくなってきた

【教職員との連携時間が取りにくい】

相談回数が増えてきたことにより、個々の心理面での支援の今後の方向性について、教職員との確認の場、連携時間の確保が難しくなってきた

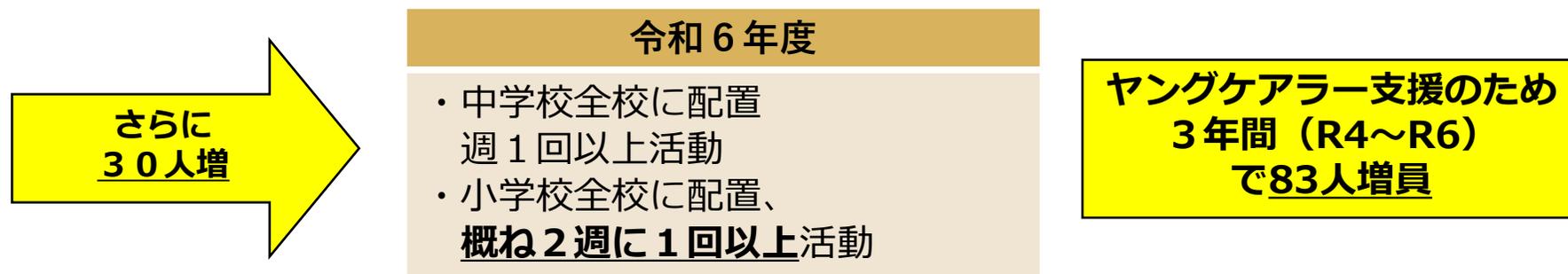
【相談につながりにくい】

児童生徒（特に小学生）にとって、スクールカウンセラーが身近な悩みを相談できる相手との認識が低い

（Ⅲ）対応策

①スクールカウンセラーの量的拡充

- こども一人一人への十分な相談回数を確保するため
- 個々の相談内容に関し教職員との連携時間を確保するため



②児童生徒を相談につなげる仕組み

- 学習用端末で閲覧でき、身近に感じられる動画（画像）やイラストなどのスライドを活用した情報発信
- 児童生徒の「心の天気」を確認し、課題を抱える児童生徒への気づきの機会を充実

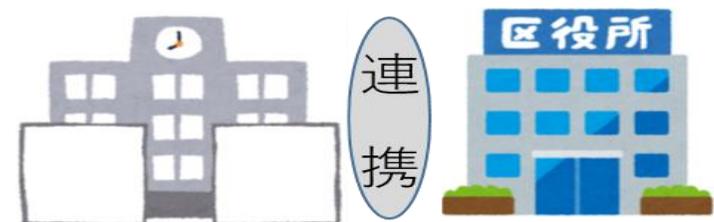
②ヤングケアラー支援推進事業（スクールソーシャルワーカー事業）

R6予算 199百万円

本市中学生対象の実態調査結果を踏まえ、ヤングケアラーの早期発見と支援を充実させるため関係機関等との連携や、教育的支援を担うSSWについて、引き続き、**32人**を各区役所へ配置

(I) 支援の取組

- ヤングケアラーを早期に発見するため、家庭状況の欄に「家族の世話」「家事分担」という項目を追加したスクリーニングシートの活用
- こどもサポートネットのスクリーニング会議Ⅱにおけるフローチャートを活用したヤングケアラーに係るアセスメント及び支援方針・支援計画の検討
 - スクリーニングシートの項目が該当している児童生徒及び、他のスクリーニング情報によりヤングケアラーの疑いがある児童生徒を、スクリーニング会議Ⅱにて情報共有やアセスメントなどを実施
- チーム学校の一員としてヤングケアラーの早期発見及び支援に係る教員への助言
 - 教員が気づくための知識や視点を助言
- スクールカウンセラーとの連携を強化
- 支援機関への適切なつなぎ
 - 自立支援サービス、生活保護、こども食堂などへ

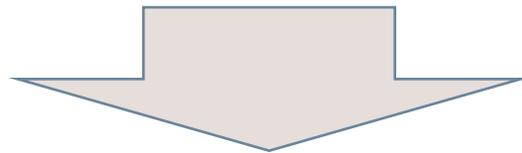


(Ⅱ) 支援における課題

- SSWの人材確保が困難
- 教職員の気づきによる早期発見（ヤングケアラーの洗い出し）が十分にできていない

(Ⅲ) 対応策

- 引き続き、人材確保へ向け、周知方法を工夫（未充足を解消）
- SSWの知見や意見を取り入れ、「こどもサポートネット」におけるスクリーニングシートの更なる改良を検討
- スクリーニング会議Ⅱの対象とする児童生徒の決定方法の見直し
- 教職員への説明・助言が進むよう、SSW研修を改善



「ヤングケアラーの洗い出し」方法等を改善することで、SSWによるアセスメント、アセスメントに基づいた支援方針・支援計画の検討を更に充実させていく

③家事・育児訪問支援事業

R6予算 60百万円

事業内容

- ・家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭やヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・育児等を支援することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防止する。
- ・本事業の活用を契機に、既存の福祉サービスにつなげる。
拒否的な家庭に対して支援に入ることで、福祉サービスを受け入れる下地を作る。

対象家庭

0～18歳の児童がいる家庭のうち

- ・家事や育児等に対し不安・負担を抱えた要保護、要支援の家庭
- ・ヤングケアラー等が過度な家事や育児等のケアを担っている家庭

※対象世帯からの申請ではなく、各区役所で対象世帯を選定し、支援導入を決定
※約120世帯を想定

支援内容

- ・家事支援（食事の準備及び後片付け、衣類の洗濯、居室等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物 など）
- ・育児支援（授乳・食事の介助、おむつ交換、沐浴介助、保育所等の送迎支援 など）

【支援頻度】 1週間に2時間程度（1回30分以上）

【支援期間】 3か月ごとに延長の可否を検討

利用負担額

なし（無料）

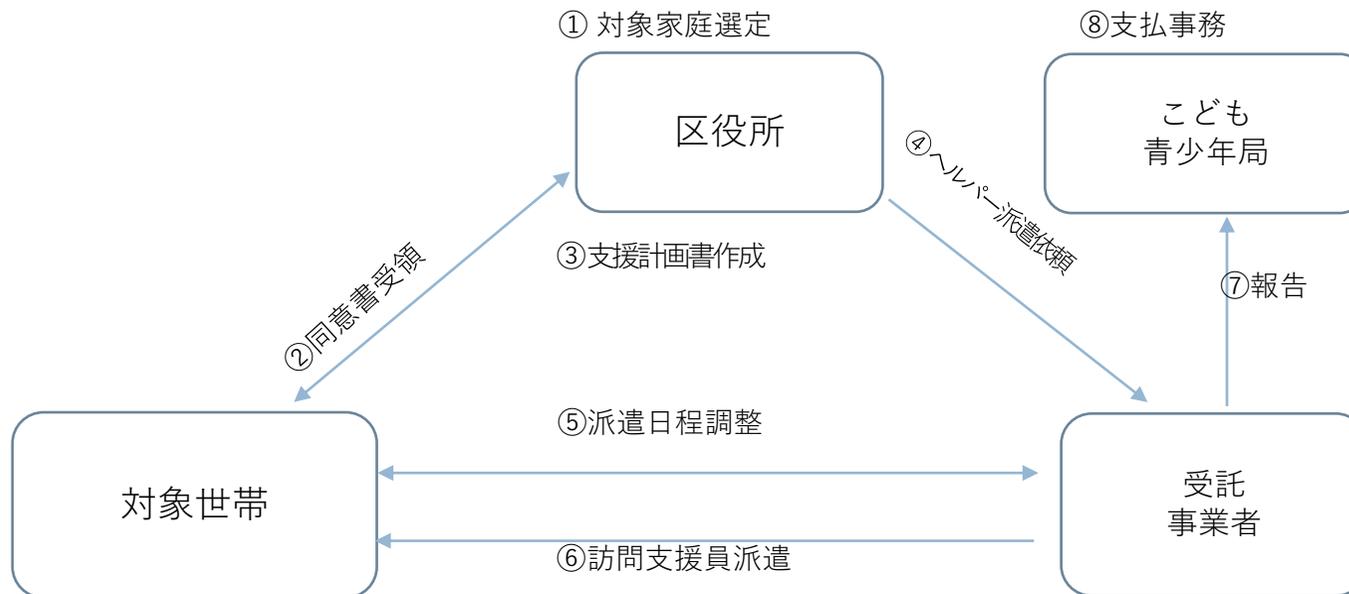
※国は一部利用者負担を想定しているが、本市は全対象世帯について利用者負担なし

事業開始

令和5年10月～

令和5年11月末実績 24世帯
令和5年度予算 100世帯想定

事業フロー



受託事業者

53事業者（各区7～16事業者）

（うち、全市対応事業者：5事業者）

※令和5年11月末時点

- ・障がい事業者 6事業者
- ・介護事業者 4事業者
- ・介護・障がい事業者 37事業者
- ・その他（家事代行業者等） 6事業者

コーディネーターを配置したヤングケアラー相談窓口の設置

こども青少年局

継続

①寄り添い型相談支援事業

R6予算 37百万円

LINE・メール・電話・対面・同行支援などによる相談支援（ピアサポート）や元当事者が参加するオンラインサロンの開催、レスパイトや自己発見等に寄与する当事者向けイベントの開催などを実施

(元)ヤングケアラーや 社会福祉士等の専門職が 話を聞きます。

秘密は必ず守り、聞いた話が他の人に知られることはありません。
安心して相談してください。
相談したいことがわからなくても大丈夫。まずはお話ししましょう。
教員や専門職からの相談も受け付けます。



(実績)

令和5年4月～11月末

- ・受付・相談対応件数 1,990件
- ・レスパイトイベント 2回開催

心から安心できる居場所 オンラインサロン

中高生ヤングケアラーたちが集まり、
交流する場としてオンラインサロンをしています。
「ひとりじゃない」と思える、安心して話しができる場所です。



あなたのなやみやモヤモヤ、
私たちが一緒に考えます

お悩み相談受付

メール・SNS相談

電話相談

対面・オンライン相談

メールやLINEからの相談を受け付けています。
相談は24時間受付ですが、
返信対応の時間帯は開所時間のみとなります。(平日10:00～18:00)

利用できる手続き等

市内の①～⑥のうち、対象者が指定する場所で通訳者が同行して通訳を行い、円滑な意思疎通を図る。

①行政機関（区役所等）：窓口相談、福祉サービスの手続き、就労ビザの更新手続き等

（対象者が本事業を利用申請する際の通訳を含む。）

②医療機関：窓口、受付、診察、会計、予約などの手続き等

（病院、診療所、薬局等） ※手術などのリスクが高い通訳は除く。

③教育機関：入学、進学の手続き等

④福祉サービス事業所：福祉サービス（通所系）の利用時等

⑤自宅：ケアプランやサービス利用支援作成時の面談

家事育児訪問支援事業や福祉サービス（訪問系）の利用時等

⑥その他本事業の目的に沿っているもの

※仕事、宗教、政治、法人や団体の活動、娯楽のための通訳派遣・同行は不可

通訳言語

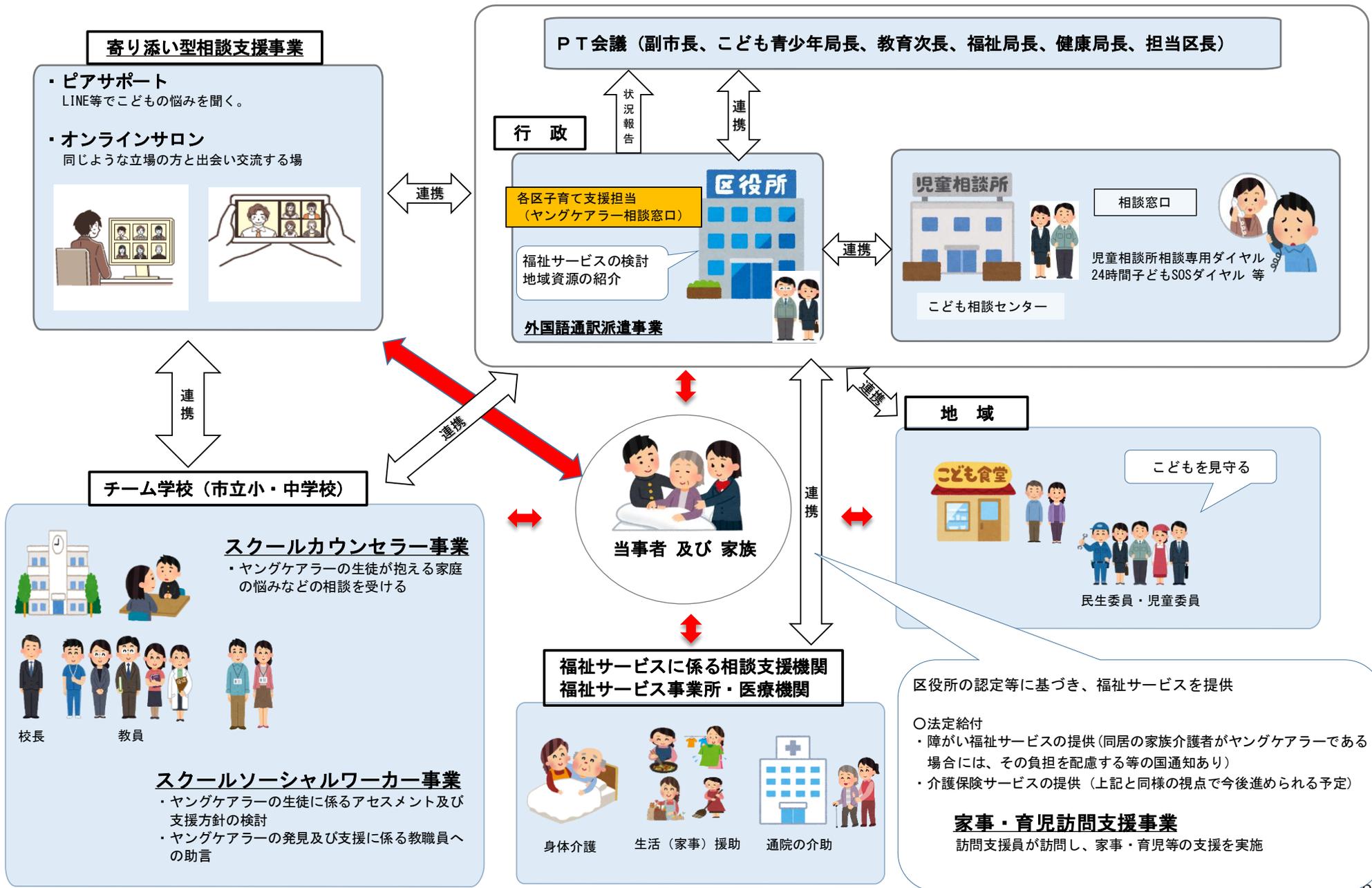
中国語、韓国語、英語、ベトナム語、ネパール語及びタガログ語

令和5年8月から事業開始

費用負担及び利用上限

令和5年実績 4件 ※12/27時点
令和5年度予算 35件

費用負担なし 利用上限なし



3. ヤングケアラーへの支援策について（その他）

周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

①市民や地域の関係者、福祉・介護等関係機関等の社会的認知度の向上を図る

○大学連携ポスター（大阪市×大阪芸術大学）掲示・リーフレット配布



「掲示・配付箇所」
市役所・区役所
包括、社協等関係先
クリスタ長堀
ディアモール大阪
大阪シティ信用金庫
イオングループ など

○『自分と家族の味方（ミカタ）をつくるブック』の配布

初版：3.6万冊
増刷：2万冊

○こども家庭庁ポスター掲示・リーフレット配布



②介護サービス事業者等への周知・啓発

福祉局

○障がい福祉サービス事業者や介護サービス事業者への周知・啓発

- 事業所への実地（運営）指導時に、ヤングケアラーに関するビラの配布や相談窓口の案内を実施
・事業所数:918事業所（令和5年11月末実績）

③関係職員、関係機関等への研修、周知について

こども青少年局
福祉局

○子ども自立アシスト委託事業者との意見交換 ・実施日：11月28日

○生活困窮者自立支援事業担当者を対象に研修

・実施日：12月8日 ・参加者：45名

○生活保護ケースワーカー等を対象に研修

・実施日：12月25日 ・参加者：約50名（見込）

○地域包括支援センター職員を対象にケアラー支援に関する研修

・実施日：8月10日 ・参加者：66名

○大阪市民生委員児童委員大会においてヤングケアラーを含むケアラー支援の特別講演

○学校と相談支援機関の連携に向けSSWや教職員にヤングケアラー支援につながる相談支援機関について周知（令和4年度～）

④次期各行政計画への位置づけ（計画期間：令和6年度～令和8年度）

福祉局

○ヤングケアラーを含む家族介護者への支援の必要性や関係機関との連携の重要性等について記載

- ・第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

○ケアラー支援に関する周知・啓発の必要性、理解促進のためのヤングケアラーを含む世帯への支援事例などについて記載

- ・第3期大阪市地域福祉基本計画

（素案より抜粋）「支援を必要としているヤングケアラー・ケアラーに気付けるよう、周知・啓発に取り組むことで社会的認知度の向上を図り、相談につながるよう支援」

⑤適切な福祉サービス等の運用への理解促進

福祉局

○ヤングケアラーを含む家族介護者に対する支援の重要性など、介護支援専門員に求められる役割の理解促進を図るため、国において介護支援専門員研修（実務研修）カリキュラムを改正

- ・改正時期：令和5年4月
- ・実施時期：令和6年4月～

ヤングケアラー自身への支援、サービスの整備

①学校内におけるヤングケアラーの発見、支援に向けた取組

教育委員会事務局

【これまでの取組】

○令和5年3月に、ヤングケアラー支援について、各区役所と連携しながら、スクリーニング会議における情報共有や支援方針・支援計画の検討等を実施し、ヤングケアラーへの支援の充実に努めるよう、各校へ通知。

【通知とともに各校へ送付した資料】

- ・家庭状況の欄に「家族の世話」「家事分担」という項目を追加したスクリーニングシート
- ・ヤングケアラーとして把握した子どもへのこどもサポートネットにおける対応手順（フローチャート）

○4月以降、スクリーニング項目を追加したスクリーニングシート、新たに作成したフローチャートに基づき、該当する児童生徒をスクリーニング会議Ⅰで取り上げ、情報共有を行ったうえ、スクリーニング会議Ⅱにおいて、スクールソーシャルワーカー等とともに支援先へのつなぎの検討を行うなど、組織的に対応。

○ 教員へのヤングケアラーに関する研修の実施：①オンデマンド研修 ②教育講演会

【今後の取組】

- SSWの知見や意見を取り入れ、スクリーニングシートの更なる改良について3学期中に検討し、令和6年3月頃に各学校へ通知することをめざす。
- 教員へのヤングケアラーに関する研修を継続して実施する。

②サポーター職員による放課後の学習支援やデジタルドリルの更なる活用

教育委員会事務局

【これまでの取組】

○学校によってサポーター職員を配置して放課後に学習支援を行っていることや、子どもたちそれぞれの学習状況に応じ家庭でも効果的な学習ができる1人1台学習者用端末によるデジタルドリルを整備していることから、それらを活用した学習面での支援など、令和5年9月から10月にかけて小中学校に対し、ヤングケアラーの子どもたちへの学習面での支援に関して通知。

＜ 通知内容 ＞

- ・ヤングケアラーへの支援については、各区役所と連携しながら、スクリーニング会議における情報共有や支援方針・支援計画の検討等を実施し、全教職員で支援の充実に努めている。
- ・あわせて、学力保障の観点からも学校の実情に応じて、学びサポーターや学習者端末等を活用し、学習面での支援を行うようお願いする。



【今後の取組】

- ・ブロック担当の指導主事による学校訪問の際に、学校内におけるヤングケアラーの支援についての助言を行う。